

第3回中国四国地方年金記録訂正審議会総会 平成30年4月12日	資料4
第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会 平成29年12月26日	資料

# 年金記録の訂正に関する事業状況

(平成28年度事業状況及び平成29年度上期概況)

平成29年12月  
厚生労働省年金局

# 年金記録の訂正に関する事業状況 目次

I 訂正請求の受付・処理状況			
1 概況			
(1) 訂正請求の受付状況の概況	1		
(2) 訂正請求の受付・処理件数	2		
2 受付状況			
(1) 制度別の受付件数	4		
(2) 地方厚生(支)局別の受付件数			
3 処理状況			
(1) 制度別・処理事案別の処理件数	5		
(2) 訂正手続における記録訂正の推移	8		
4 請求取下げ等の状況	9		
5 処理中事案の状況	10		
6 処理期間の状況			
(1) 厚生局処理事案に係る処理期間	11		
(2) 機構処理事案に係る処理期間	11		
II 請求内容・処分の状況			
1 請求者等の状況			
(1) 請求者区分別・被保険者性別別	12		
(2) 被保険者年齢階層別	13		
(3) 被保険者の区分別	14		
(4) 請求者住所地別	15		
2 事案類型・請求期間の状況			
(1) 請求期間の分類(事案類型)別	16		
(2) 請求期間(時期)別	17		
(3) 請求期間の月数別	18		
3 処分別の状況			
(1) 請求期間の分類(事案類型)別	19		
(2) 請求期間(時期)別	21		
(3) 請求期間の月数別	22		
(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況	23		
4 関連資料・周辺事情の状況			
(1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況	24		
(2) 主な積極的事情・消極的事情	27		
5 日本年金機構段階の訂正状況	29		
III その他の事業状況			
1 地方年金記録訂正審議会	31		
2 審査請求	33		
3 訴訟	36		
IV 事務実施体制			
1 事務執行体制	37		
2 諮問機関	38		
参考資料1 年金記録の訂正手続について	39		
参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)	40		
参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)	42		
参考資料4 関係条文	44		

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 1 概況

### (1) 訂正請求の受付状況の概況

#### ① 平成28年度の受付状況

- 平成28年度の訂正請求の受付件数は5,292件であり、前年度同期(平成27年4月から平成28年3月まで)に比べて、2,001件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4,818件(前年度同期比1,589件減)、国民年金435件(同390件減)、脱退手当金39件(同22件減)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、年々減少している。
- 請求者の年齢別の状況では、全制度において70歳以上の者の請求件数が減少している一方、厚生年金の40歳以上50歳未満の者の請求件数は増加しており、訂正請求を行う者が受給者から被保険者に移行していることがうかがえる。  
また、制度別の状況では、受付件数全体の中で厚生年金の訂正請求が占める割合が増加しており、その内、標準賞与額に係る訂正請求の件数が厚生年金の請求件数の約7割を占めている。

#### ② 平成29年度上期受付状況

- 平成29年度上期(平成29年4月から同年9月まで。以下同じ)における訂正請求の受付件数(速報値)は2,746件であり、前年度同期に比べて、128件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金2,553件(前年度同期比197件増)、国民年金170件(同66件減)、脱退手当金23件(同3件減)となっている。

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 1 概況

### (2) 訂正請求の受付・処理件数

(件)

	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度 上期 (速報値)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付件数	6,407	825	61	7,293	4,818	435	39	5,292	2,553	170	23	2,746
処理件数	4,998	715	66	5,779	5,170	489	44	5,703	2,162	184	10	2,356
地方厚生(支)局 で処理	1,912	693	64	2,669	1,792	467	42	2,301	933	181	9	1,123
訂正決定	1,066	108	4	1,178	1,174	65	2	1,241	716	26	1	743
不訂正決定	843	580	60	1,483	616	401	40	1,057	217	152	8	377
請求却下	3	5	0	8	2	1	0	3	0	3	0	3
日本年金機構で 記録訂正	3,086	22	2	3,110	3,378	22	2	3,402	1,229	3	1	1,233
訂正請求の取下げ等	402	87	6	495	440	58	5	503	112	19	1	132

注1 「受付件数」は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 「地方厚生(支)局で処理」した件数は、当該期間に地方厚生(支)局が処分通知書を送付した事案の件数である。

3 「訂正決定」は、訂正請求書記載の一部の請求期間(訂正を求める期間をいう。以下同じ。)又は請求期間の一部期間について訂正決定した事案を含む。

4 「不訂正決定」の件数は、訂正請求書記載の全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した事案である。

5 「日本年金機構で記録訂正」した件数は、訂正請求書記載の全部の請求期間について、その全期間を年金事務所です訂正し、当該期間に機構訂正通知を送付した事案の件数である。

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 1 概況

### ○ 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
受付件数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	293,619
処理件数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	268,622
第三者委員会で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	235,750
訂正が必要と判断	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	113,233
訂正が不要と判断	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	122,517
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	32,872
確認申立ての取下げ等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	24,997

注1 ( )内は、一月当たり件数である。

2 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立ての取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

# I 訂正請求の受付・処理状況

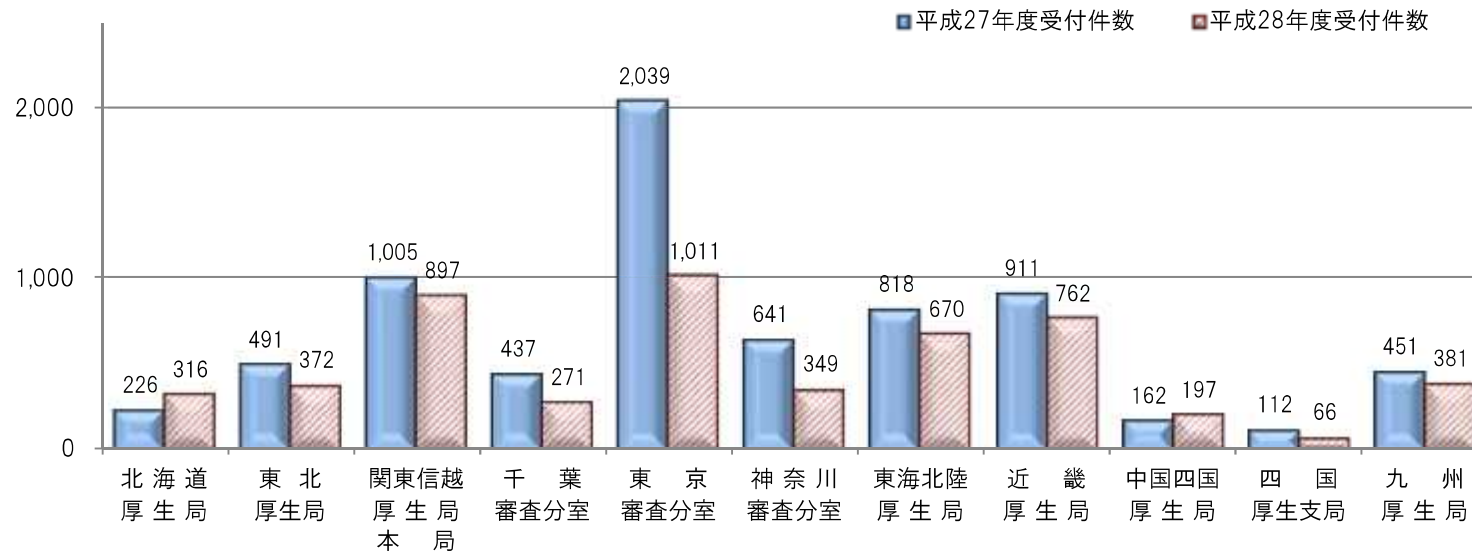
## 2 受付状況

### (1) 制度別の受付件数

	平成27年3月受付		平成27年度受付		切替事案		平成28年度受付	
厚生年金	391	(84.4%)	6,407	(87.9%)	570	(75.0%)	4,818	(91.0%)
(個別請求)	200	(43.2%)	3,220	(44.2%)	482	(63.4%)	2,214	(41.8%)
(一括請求)	191	(41.3%)	3,187	(43.7%)	88	(11.6%)	2,604	(49.2%)
国民年金	66	(14.3%)	825	(11.3%)	169	(22.2%)	435	(8.2%)
脱退手当金	6	(1.3%)	61	(0.8%)	21	(2.8%)	39	(0.7%)
合計	463	(100.0%)	7,293	(100.0%)	760	(100.0%)	5,292	(100.0%)

- 厚生年金(個別請求)  
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- 厚生年金(一括請求)  
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求
- 切替事案  
平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案

### (2) 地方厚生(支)局別の受付件数



# I 訂正請求の受付・処理状況

## 3 処理状況

### (1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	平成 27 年度						平成 28 年度						平成 29 年度 上期 (速報値)					
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計				(個別請求)	(一括請求)	計			
厚生局処理事案	1,688	224	1,912	693	64	2,669	1,636	156	1,792	467	42	2,301	816	117	933	181	9	1,123
訂正決定	852	214	1,066	108	4	1,178	1,031	143	1,174	65	2	1,241	600	116	716	26	1	743
(全期間訂正)	680	211	891	71	4	966	856	131	987	49	2	1,038	520	113	633	25	1	659
(一部期間訂正)	172	3	175	37	0	212	175	12	187	16	0	203	80	3	83	1	0	84
不訂正決定	833	10	843	580	60	1,483	603	13	616	401	40	1,057	216	1	217	152	8	377
請求却下	3	0	3	5	0	8	2	0	2	1	0	3	0	0	0	3	0	3
機構処理事案	739	2,347	3,086	22	2	3,110	748	2,630	3,378	22	2	3,402	238	991	1,229	3	1	1,233
処理事案合計	2,427	2,571	4,998	715	66	5,779	2,384	2,786	5,170	489	44	5,703	1,054	1,108	2,162	184	10	2,356
[参考] 機構処理事案 (一部期間訂正)	72	34	106				100	54	154									

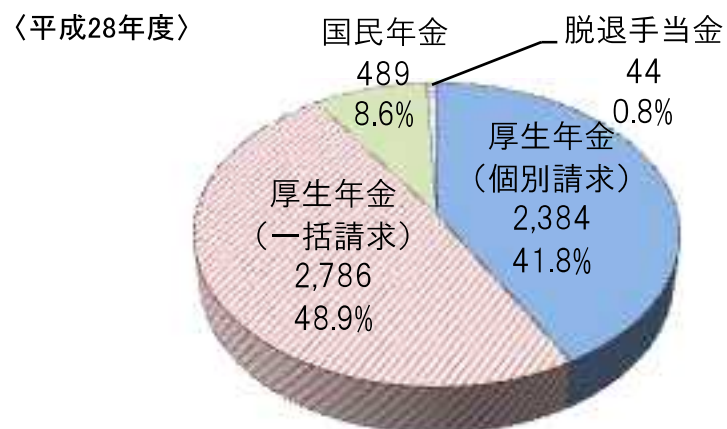
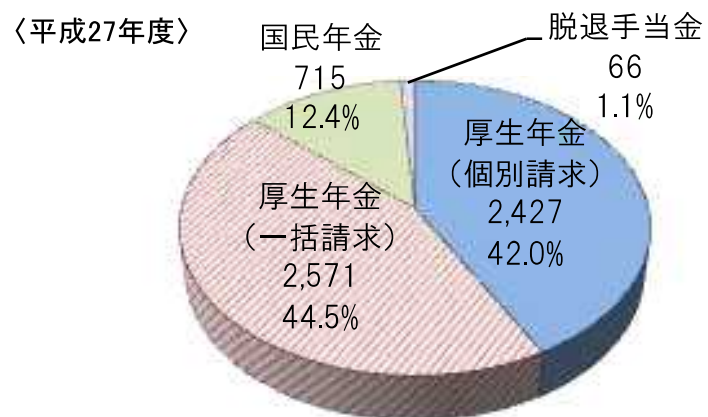
- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所で記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

# I 訂正請求の受付・処理状況

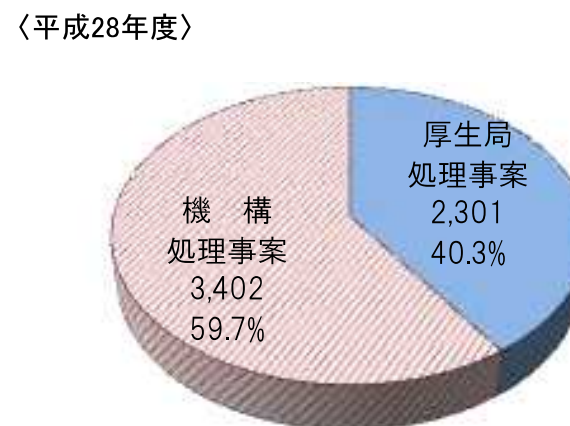
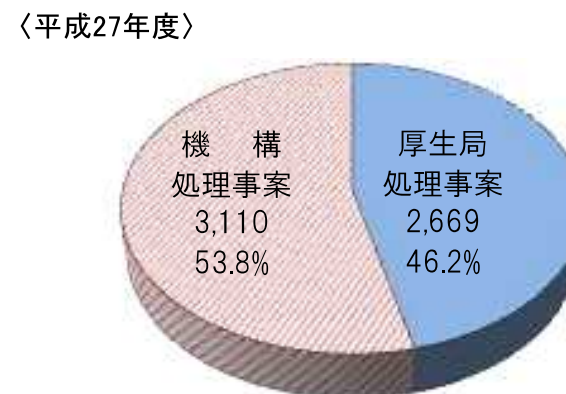
## 3 処理状況

### (1) 制度別・処理事案別の処理件数

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》





# I 訂正請求の受付・処理状況

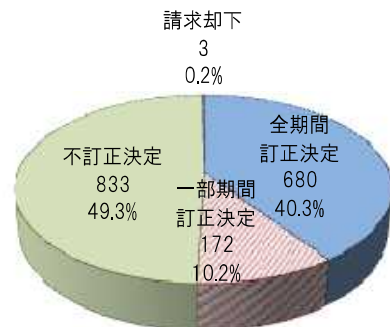
## 3 処理状況

### (1) 制度別・処理事案別の処理件数

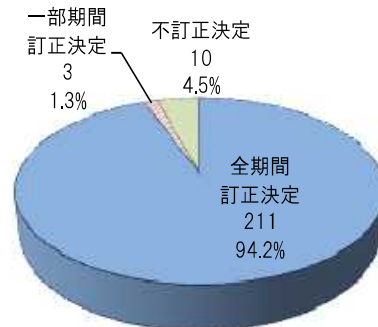
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈平成27年度〉

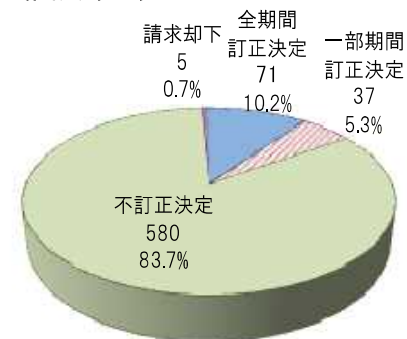
〔厚生年金(個別請求)〕



〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

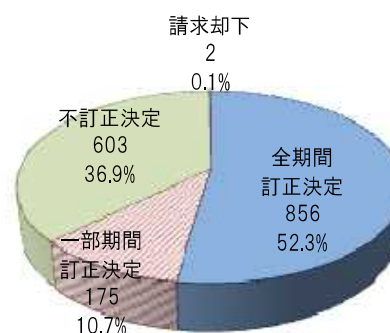


〔脱退手当金〕

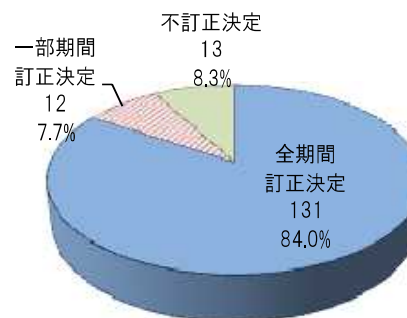


〈平成28年度〉

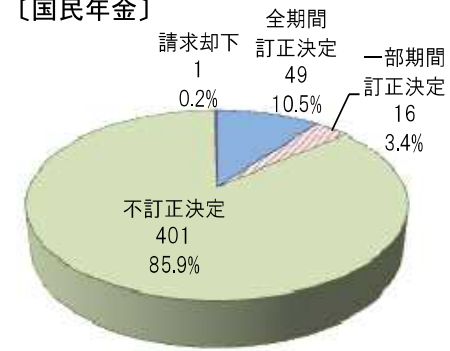
〔厚生年金(個別請求)〕



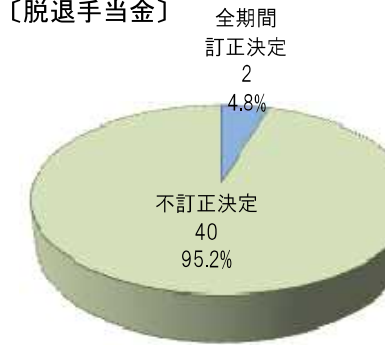
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕

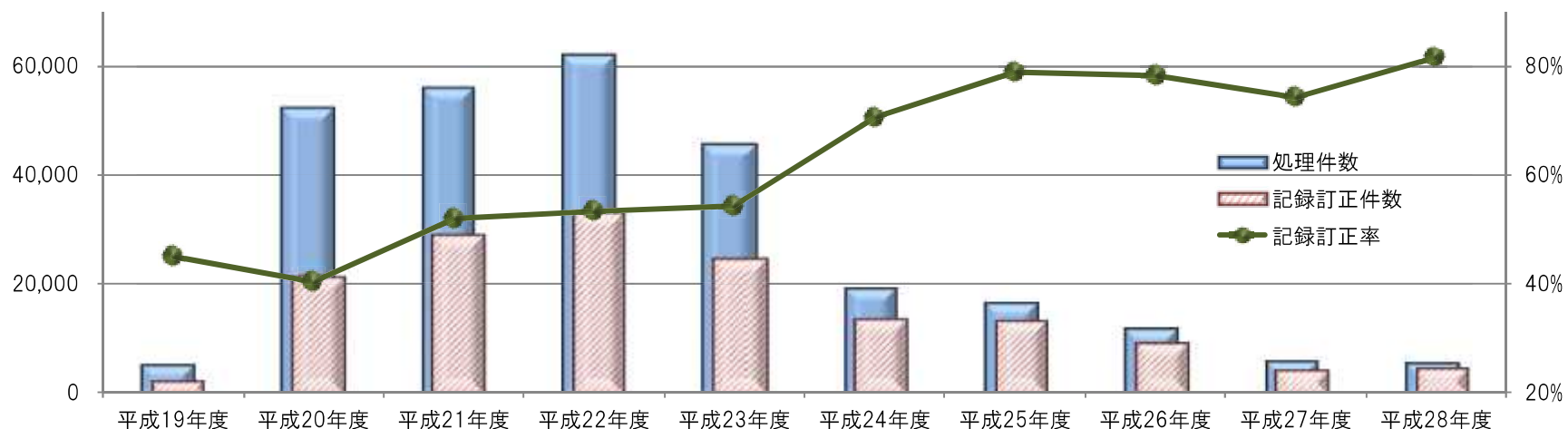


# I 訂正請求の受付・処理状況

## 3 処理状況

### (2) 訂正手続における記録訂正の推移

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処理件数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643
訂正必要 訂正決定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241
機構訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%



- 注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。  
 2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。  
 3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 4 請求取下げ等の状況

### ○ 請求取下げ等の件数(平成28年度)

		厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
		(個別請求)	(一括請求)	計			
請求取下げ		300	136	436	58	5	499
取下げ事由	請求事由の消滅	178	76	254	49	3	306
	請求者の都合	121	60	181	9	1	191
	請求者死亡	1	0	1	0	1	2
処理終了		4	0	4	0	0	4
合計		304	136	440	58	5	503
累計 (平成27年3月～平成29年3月)		636	207	843	145	11	999

- ・ 請求取下げ 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に請求者又はその遺族から取下書が提出された事案
- ・ 処理終了 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に請求者が死亡したことにより、訂正請求の処理を終了した事案

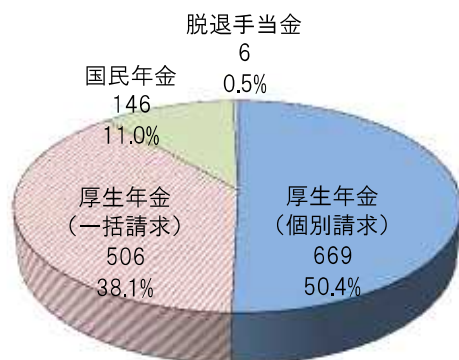
# I 訂正請求の受付・処理状況

## 5 処理中事案の状況

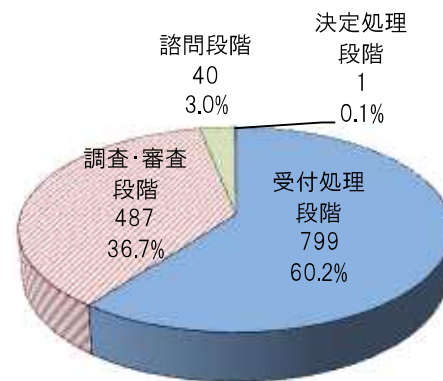
### ○ 処理中事案件数(平成28年度末現在)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 平成27年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	6,116	6,070	12,186	1,495	127	13,808	8,516
② 処理件数	4,811	5,357	10,168	1,204	110	11,482	5,779
③ 請求取下げ等の累計	636	207	843	145	11	999	496
処理中事案件数 (① - (② + ③))	669	506	1,175	146	6	1,327	2,241
日本年金機構の受付処理段階	335	411	746	49	4	799	1,399
地方厚生(支)局の調査・審査段階	309	92	401	85	1	487	805
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	25	3	28	11	1	40	37
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	1	0	1	0

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



# I 訂正請求の受付・処理状況

## 6 処理期間の状況

### (1) 厚生局処理事案に係る処理期間

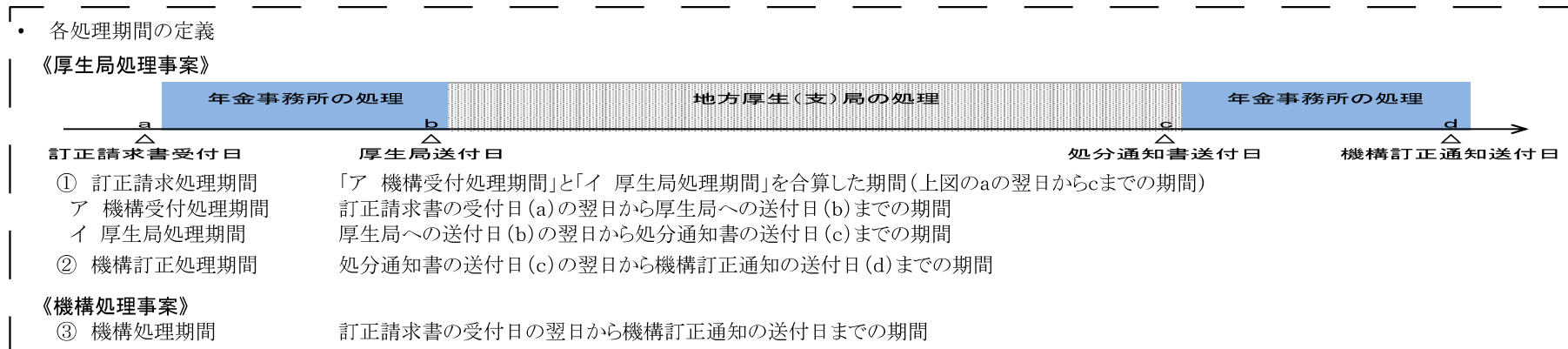
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 平成27年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	158.5 日	186.8 日	161.0 日	150.8 日	161.6 日	158.9 日	143 日	147.2 日
ア 機構受付処理期間	54.1 日	76.2 日	56.0 日	46.1 日	55.2 日	54.0 日	40 日	46.3 日
イ 厚生局処理期間	104.4 日	110.6 日	104.9 日	104.7 日	106.4 日	104.9 日	103 日	100.9 日
② 機構訂正処理期間	32.9 日	34.2 日	33.0 日	20.1 日	16.0 日	32.3 日	25 日	29.1 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、平成28年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)  
 2 「② 機構訂正処理期間」は、平成28年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

### (2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 平成27年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	67.3 日	67.5 日	67.4 日	68.8 日	38.5 日	67.4 日	57.5 日

注 処理期間は、平成28年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。



## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

#### (1) 請求者区分別・被保険者性別別

(件)

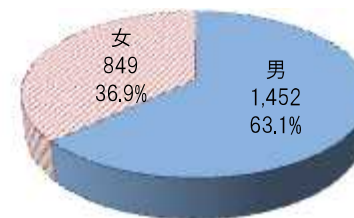
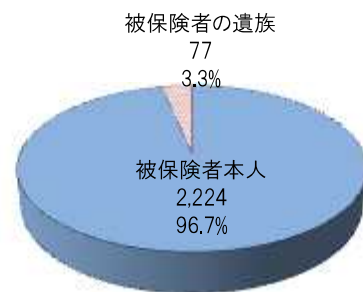
	請求者区分別								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金	1,181	548	1,729	58	5	63	1,239	553	1,792
（個別請求）	1,087	488	1,575	56	5	61	1,143	493	1,636
（一括請求）	94	60	154	2	0	2	96	60	156
国民年金	208	250	458	3	6	9	211	256	467
脱退手当金	0	37	37	2	3	5	2	40	42
合計	1,389	835	2,224	63	14	77	1,452	849	2,301

注1 平成28年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

注2 「被保険者」には、現存被保険者の他、被保険者であった者を含む(以下同じ。)

注3 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である(請求者(遺族)の性別ではない。)

#### 《請求者区分別・被保険者性別別の状況》



## Ⅱ 請求内容・処分の状況

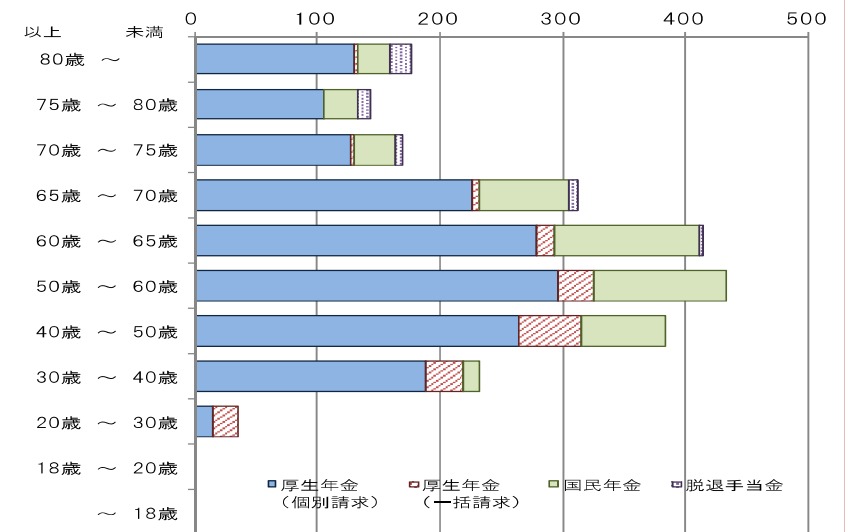
### 1 請求者等の状況

#### (2) 被保険者年齢階層別

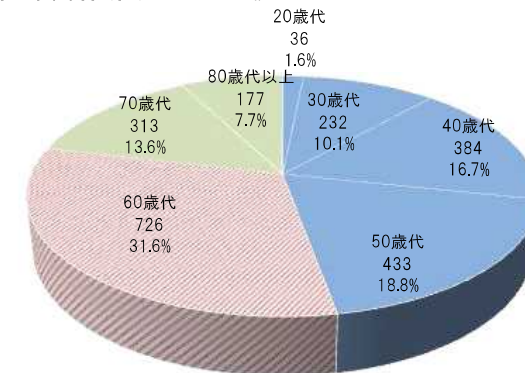
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳～	131	3	134	26	17	177
75歳～80歳	106	0	106	27	10	143
70歳～75歳	128	3	131	33	6	170
65歳～70歳	226	6	232	73	7	312
60歳～65歳	279	14	293	119	2	414
50歳～60歳	297	28	325	108	0	433
40歳～50歳	264	52	316	68	0	384
30歳～40歳	189	30	219	13	0	232
20歳～30歳	16	20	36	0	0	36
18歳～20歳	0	0	0	0	0	0
～18歳	0	0	0	0	0	0
合計	1,636	156	1,792	467	42	2,301

(件)

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別の状況》



注1 平成28年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

注2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ。)

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

#### (3) 被保険者の区分別

(件)

	被 保 険 者 の 区 分			合 計
	裁定済み者	納付要件充足者	そ の 他	
厚生年金	733	14	1,045	1,792
（個別請求）	712	14	910	1,636
（一括請求）	21	0	135	156
国民年金	189	14	264	467
脱退手当金	39	0	3	42
合 計	961	28	1,312	2,301
割 合	41.8%	1.2%	57.0%	100.0%

注 平成28年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

- ・ 裁定済み者  
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者(年金受給者)
- ・ 納付要件充足者  
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者
- ・ その他  
「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者(現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等)



## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

#### (4) 請求者住所地別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
北海道	62	16	2	80 (7)
青森県	5	2	0	7 (42)
岩手県	14	7	1	22 (23)
宮城県	33	15	1	49 (11)
秋田県	11	2	0	13 (30)
山形県	14	5	0	19 (26)
福島県	9	3	0	12 (31)
茨城県	31	4	1	36 (17)
栃木県	28	5	0	33 (18)
群馬県	6	6	0	12 (31)
埼玉県	137	29	1	167 (3)
新潟県	55	6	0	61 (8)
山梨県	9	5	0	14 (28)
長野県	26	5	0	31 (19)
千葉県	121	35	4	160 (4)
東京都	357	94	9	460 (1)
神奈川県	187	39	5	231 (2)
富山県	10	2	0	12 (31)
石川県	5	3	0	8 (40)
岐阜県	32	7	1	40 (16)
静岡県	35	8	1	44 (13)
愛知県	113	25	3	141 (6)
三重県	35	7	1	43 (14)
福井県	6	3	0	9 (36)
滋賀県	5	3	1	9 (36)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
京都府	24	7	0	31 (19)
大阪府	118	28	3	149 (5)
兵庫県	38	8	1	47 (12)
奈良県	27	13	1	41 (15)
和歌山県	3	6	0	9 (36)
鳥取県	2	3	0	5 (45)
島根県	10	2	0	12 (31)
岡山県	20	7	1	28 (22)
広島県	43	7	1	51 (10)
山口県	13	4	0	17 (27)
徳島県	4	0	0	4 (47)
香川県	10	1	0	11 (35)
愛媛県	15	5	0	20 (25)
高知県	7	0	0	7 (42)
福岡県	39	14	3	56 (9)
佐賀県	6	3	0	9 (36)
長崎県	2	3	0	5 (45)
熊本県	9	4	1	14 (28)
大分県	6	2	0	8 (40)
宮崎県	3	3	0	6 (44)
鹿児島県	15	7	0	22 (23)
沖縄県	28	3	0	31 (19)
海外居住	4	1	0	5
合 計	1,792	467	42	2,301

注1 平成28年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 ( )内は、合計件数の降順位である。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別

事案類型	平成27年度		平成28年度		事案類型の内容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	3,332	(100.0%)	4,084	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,587	(47.6%)	2,665	(65.3%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	1,344	(40.3%)	980	(24.0%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	395	(11.9%)	428	(10.5%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	6	(0.2%)	11	(0.3%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	1,233	(100.0%)	809	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	1,125	(91.2%)	732	(90.5%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	94	(7.6%)	51	(6.3%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	14	(1.1%)	26	(3.2%)	・第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	66	(100.0%)	44	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	63	(95.5%)	43	(97.7%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	3	(4.5%)	1	(2.3%)	・支給記録の一部期間訂正 脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合 計	4,631		4,937		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

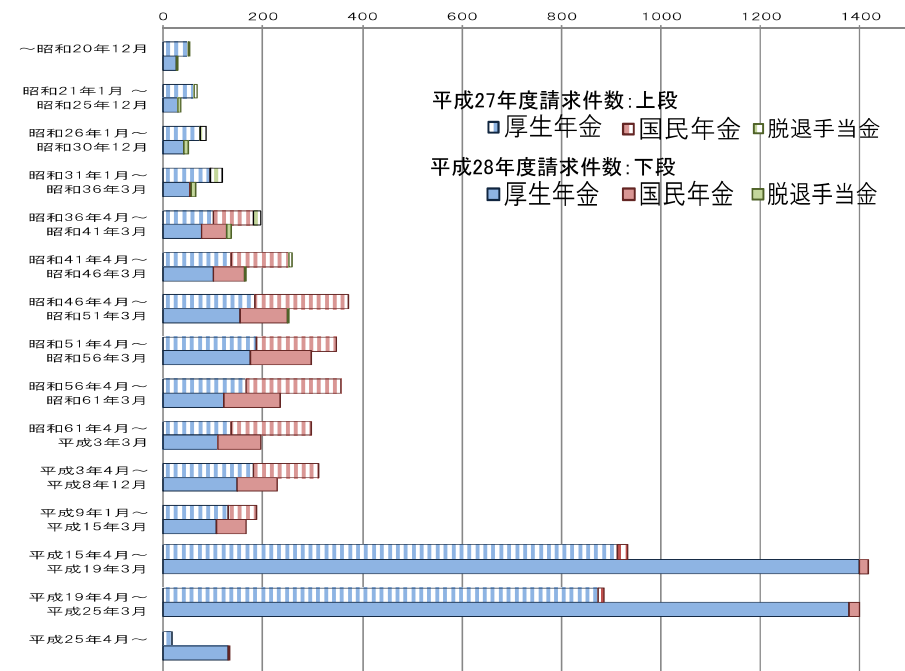
### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (2) 請求期間(時期)別

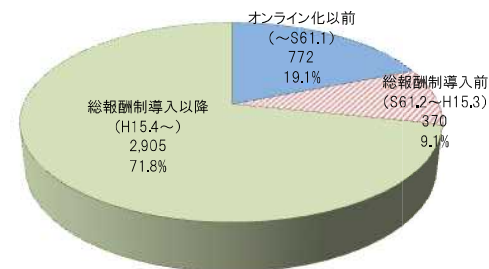
		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以降	以前				
	～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	25	0	3	28
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	28	0	7	35
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	42	0	9	51
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	54	1	10	65
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	77	49	9	135
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	102	60	5	167
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	153	98	1	252
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	175	123	0	298
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	121	115	0	236
昭和61年4月	～ 平成3年3月	109	88	0	197
平成3年4月	～ 平成8年12月	149	79	0	228
平成9年1月	～ 平成15年3月	107	58	0	165
平成15年4月	～ 平成19年3月	1,398	19	0	1,417
平成19年4月	～ 平成25年3月	1,378	20	0	1,398
平成25年4月	～	129	2	0	131
不	明	3	0	0	3
合	計	4,050	712	44	4,806

(件)

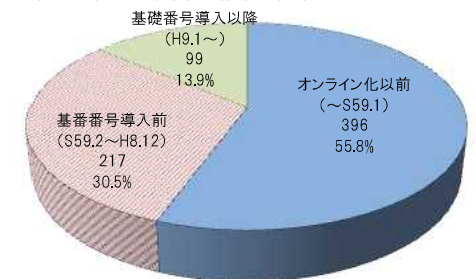
《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間(時期)別の状況》



《国民年金の請求期間(時期)別の状況》



注1 平成28年度の厚生局処理事案の請求件数である。  
 2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)

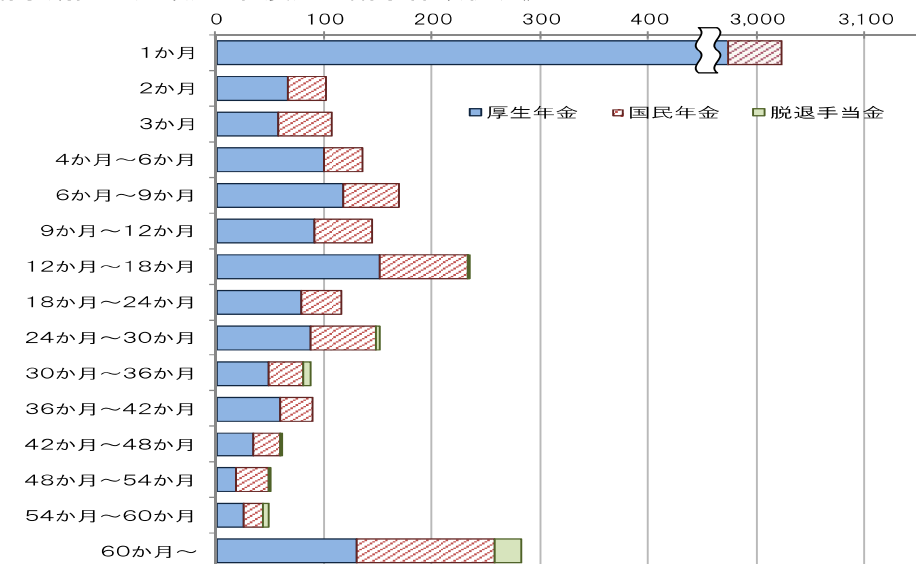
## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 2 事案類型・請求期間の状況

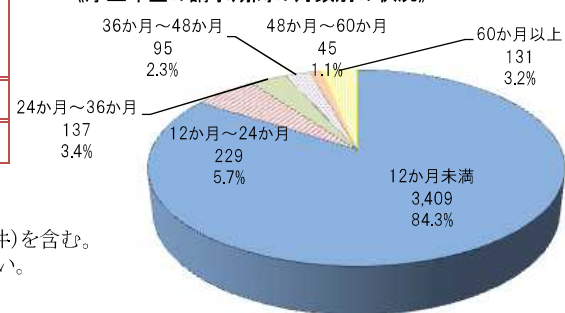
#### (3) 請求期間の月数別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上 未満				
1か月	2,974	50	0	3,024
2か月	67	34	0	101
3か月	58	50	0	108
4か月～6か月	100	35	0	135
6か月～9か月	118	51	0	169
9か月～12か月	92	53	0	145
12か月～18か月	151	82	1	234
18か月～24か月	78	38	0	116
24か月～30か月	88	59	4	151
30か月～36か月	49	32	6	87
36か月～42か月	60	30	0	90
42か月～48か月	35	25	1	61
48か月～54か月	19	29	2	50
54か月～60か月	26	18	5	49
60か月～	131	126	25	282
不明	4	0	0	4
合計	4,050	712	44	4,806
平均月数	23.8 月	33.5 月	70.6 月	28.0 月

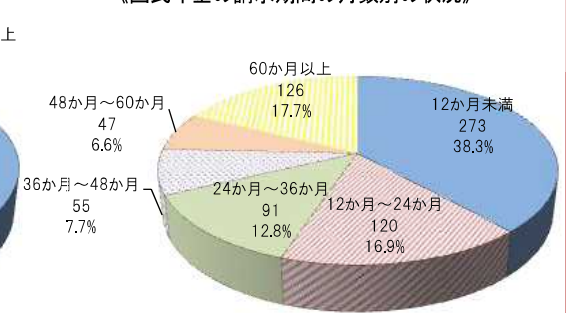
《請求期間の月数別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間の月数別の状況》



《国民年金の請求期間の月数別の状況》



- 注1 平成28年度の厚生局処理事案の請求件数である。  
 注2 請求期間の月数は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ)。  
 注3 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(2,665件)を含む。  
 注4 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

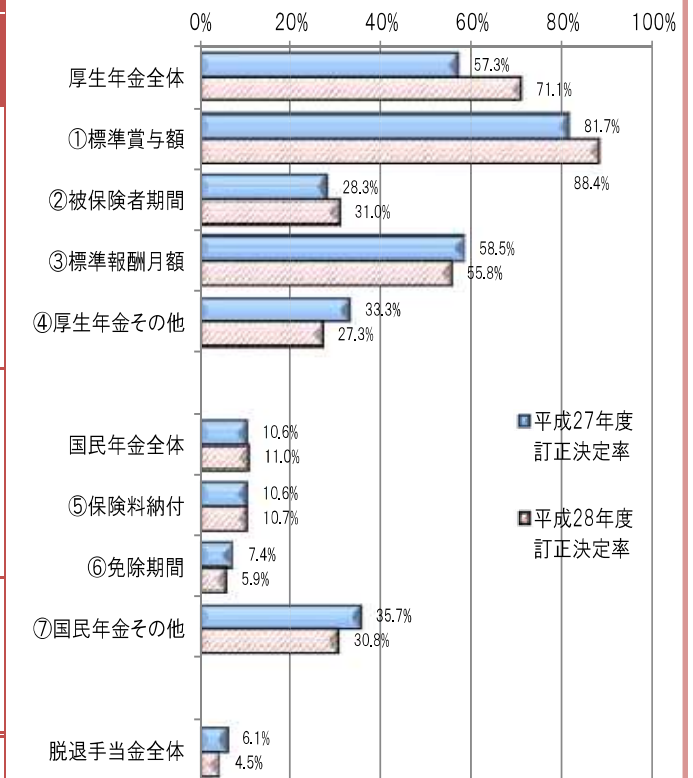
### 3 処分別の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別 ア 請求件数

(件)

事案類型	平成27年度					平成28年度				
	請求件数	訂正決定			不訂正決定	請求件数	訂正決定			不訂正決定
		全期間	一部期間	計			全期間	一部期間	計	
厚生年金	3,332	1,780	130	1,910	1,422	4,084	2,763	139	2,902	1,182
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,587	1,297	0	1,297	290	2,665	2,356	0	2,356	309
② 被保険者期間に係る訂正請求	1,344	342	38	380	964	980	268	36	304	676
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	395	139	92	231	164	428	136	103	239	189
④ その他の訂正請求	6	2	0	2	4	11	3	0	3	8
国民年金	1,233	119	12	131	1,102	809	83	6	89	720
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	1,125	110	9	119	1,006	732	73	5	78	654
⑥ 免除期間に係る訂正請求	94	5	2	7	87	51	3	0	3	48
⑦ その他の訂正請求	14	4	1	5	9	26	7	1	8	18
脱退手当金	66	4	0	4	62	44	2	0	2	42
⑧ 支給期間の全期間訂正	63	4	0	4	59	43	2	0	2	41
⑨ 支給期間の一部期間訂正	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1
合計	4,631	1,903	142	2,045	2,586	4,937	2,848	145	2,993	1,944

《事案類型別の訂正決定率》



- 注1 厚生局処理事案の請求件数である。  
 注2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。  
 注3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。  
 注4 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(計)の割合である。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別

##### イ 訂正月数・不訂正月数

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計 ( 月 数 )
	訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	不 訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	
厚生年金	10,408月	3.6月	221月	25,308月	19.2月	431月	35,716月
① 標準賞与額に係る訂正請求	2,356月	1.0月	1月	309月	1.0月	1月	2,665月
② 被保険者期間に係る訂正請求	1,415月	4.7月	82月	13,799月	19.4月	431月	15,214月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	6,617月	27.7月	221月	10,928月	37.4月	274月	17,545月
④ その他の訂正請求	20月	6.7月	13月	272月	34.0月	137月	292月
国民年金	782月	8.8月	54月	26,824月	36.9月	316月	27,606月
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	621月	8.0月	48月	24,613月	37.3月	316月	25,234月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	87月	29.0月	54月	1,542月	32.1月	112月	1,629月
⑦ その他の訂正請求	74月	9.3月	24月	669月	35.2月	149月	743月
脱退手当金	193月	96.5月	110月	2,912月	69.3月	168月	3,105月
⑧ 支給期間の全期間訂正	193月	96.5月	110月	2,881月	70.3月	168月	3,074月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	31月	31.0月	31月	31月
合 計	11,383月	3.8月	221月	55,044月	26.3月	431月	66,427月

注1 平成28年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

2 それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

3 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (2) 請求期間(時期)別

		厚生年金			国民年金			脱退手当金			合 計		
		訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降	以前												
	～ 昭和16年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	11	14	25	0	0	0	0	3	3	11	17	28
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	5	23	28	0	0	0	0	7	7	5	30	35
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	4	38	42	0	0	0	0	9	9	4	47	51
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	4	50	54	0	1	1	1	9	10	5	60	65
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	28	49	77	2	47	49	1	8	9	31	104	135
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	37	65	102	5	55	60	0	5	5	42	125	167
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	45	108	153	15	83	98	0	1	1	60	192	252
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	53	122	175	21	102	123	0	0	0	74	224	298
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	28	93	121	11	104	115	0	0	0	39	197	236
昭和61年4月	～ 平成3年3月	31	78	109	9	79	88	0	0	0	40	157	197
平成3年4月	～ 平成8年12月	63	86	149	7	72	79	0	0	0	70	158	228
平成9年1月	～ 平成15年3月	48	59	107	3	55	58	0	0	0	51	114	165
平成15年4月	～ 平成19年3月	1,144	254	1,398	2	17	19	0	0	0	1,146	271	1,417
平成19年4月	～ 平成25年3月	1,265	113	1,378	2	18	20	0	0	0	1,267	131	1,398
平成25年4月	～	114	15	129	0	2	2	0	0	0	114	17	131
不	明	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3
合	計	2,880	1,170	4,050	77	635	712	2	42	44	2,959	1,847	4,806

注1 平成28年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (3) 請求期間の月数別

	厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計			
	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	
以上		未満											
1か月	2,541	433	2,974	11	39	50	0	0	0	2,552	472	3,024	
2か月	21	46	67	5	29	34	0	0	0	26	75	101	
3か月	22	36	58	17	33	50	0	0	0	39	69	108	
4か月 ~ 6か月	26	74	100	5	30	35	0	0	0	31	104	135	
6か月 ~ 9か月	30	88	118	11	40	51	0	0	0	41	128	169	
9か月 ~ 12か月	32	60	92	7	46	53	0	0	0	39	106	145	
12か月 ~ 18か月	45	106	151	10	72	82	0	1	1	55	179	234	
18か月 ~ 24か月	27	51	78	1	37	38	0	0	0	28	88	116	
24か月 ~ 30か月	28	60	88	4	55	59	0	4	4	32	119	151	
30か月 ~ 36か月	11	38	49	1	31	32	0	6	6	12	75	87	
36か月 ~ 42か月	16	44	60	1	29	30	0	0	0	17	73	90	
42か月 ~ 48か月	11	24	35	1	24	25	0	1	1	12	49	61	
48か月 ~ 54か月	2	17	19	1	28	29	0	2	2	3	47	50	
54か月 ~ 60か月	9	17	26	1	17	18	0	5	5	10	39	49	
60か月 ~	59	72	131	1	125	126	2	23	25	62	220	282	
不	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4	
合計	2,880	1,170	4,050	77	635	712	2	42	44	2,959	1,847	4,806	
平均月数	23.8月	23.7月	23.8月	10.4月	36.3月	33.5月	96.5月	69.3月	70.6月	22.4月	30.2月	28.0月	

- 注1 平成28年度の厚生局処理事案の請求件数である。  
 2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。  
 3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。  
 4 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(2,665件)を含む。  
 5 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。



## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

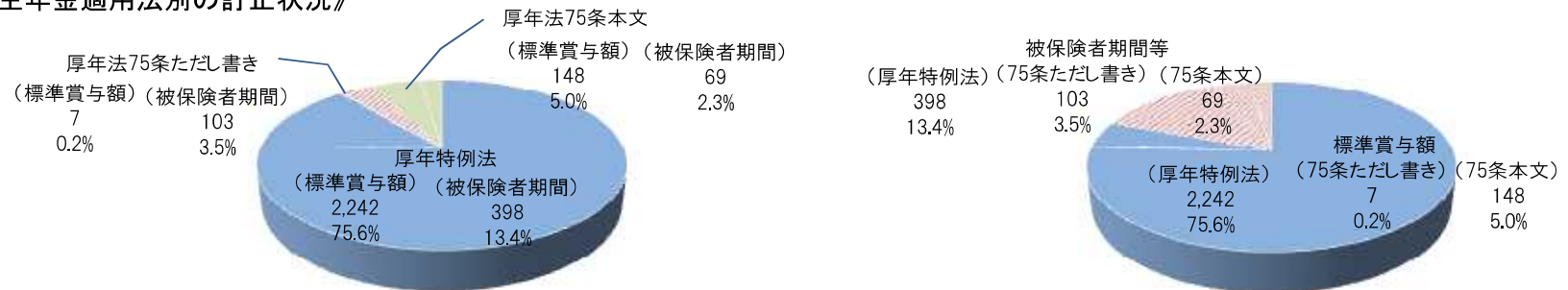
#### (4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

(件)

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	260	138	398	2,242	0	2,242	2,502	138	2,640
厚年法第75条ただし書き該当	71	32	103	7	0	7	78	32	110
厚年法第75条本文その他該当	40	29	69	148	0	148	188	29	217
合 計	371	199	570	2,397	0	2,397	2,768	199	2,967

- 注1 厚生年金事案に係る平成28年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。  
 2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

#### 《厚生年金適用法別の訂正状況》



#### ・ 厚生年金の適用法の内容

- ① 厚生年金特例法第1条第1項該当  
 事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。
- ② 厚年法第75条ただし書き該当  
 請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。
- ③ 厚年法第75条本文その他該当  
 ①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 4 関連資料・周辺事情の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

(件)

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計		
	請求件数	積極的事情	消極的事情	請求件数	積極的事情	消極的事情	請求件数	積極的事情	消極的事情
厚生年金	2,902	17,677	8,416	1,182	3,930	5,861	4,084	21,607	14,277
① 標準賞与額に係る訂正請求	2,356	14,200	6,578	309	1,131	1,124	2,665	15,331	7,702
② 被保険者期間に係る訂正請求	304	2,031	991	676	2,140	3,817	980	4,171	4,808
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	239	1,427	843	189	632	884	428	2,059	1,727
④ その他の訂正請求	3	19	4	8	27	36	11	46	40
国民年金	89	438	200	720	1,135	3,534	809	1,573	3,734
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	78	393	187	654	1,050	3,258	732	1,443	3,445
⑥ 免除期間に係る訂正請求	3	13	8	48	72	223	51	85	231
⑦ その他の訂正請求	8	32	5	18	13	53	26	45	58
脱退手当金	2	6	3	42	47	189	44	53	192
⑧ 支給期間の全期間訂正	2	6	3	41	44	184	43	50	187
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	0	0	1	3	5	1	3	5
合 計	2,993	18,121	8,619	1,944	5,112	9,584	4,937	23,233	18,203

注1 平成28年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

4 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

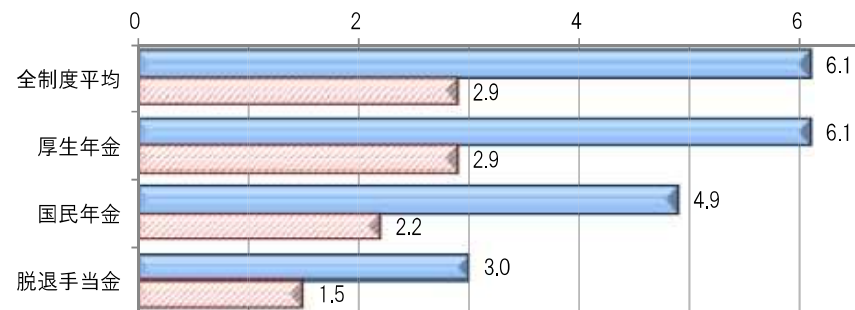
## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 4 関連資料・周辺事情の状況

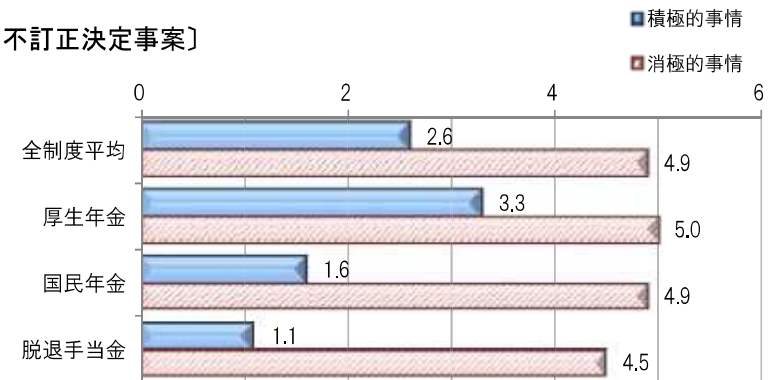
#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

《請求件数一件当たりの事情の収集状況》

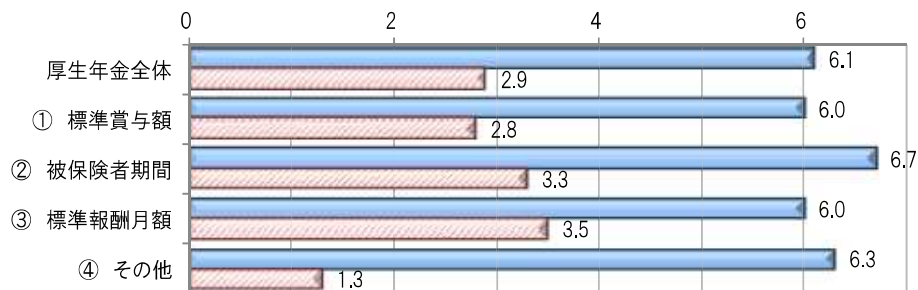
〔訂正決定事案〕



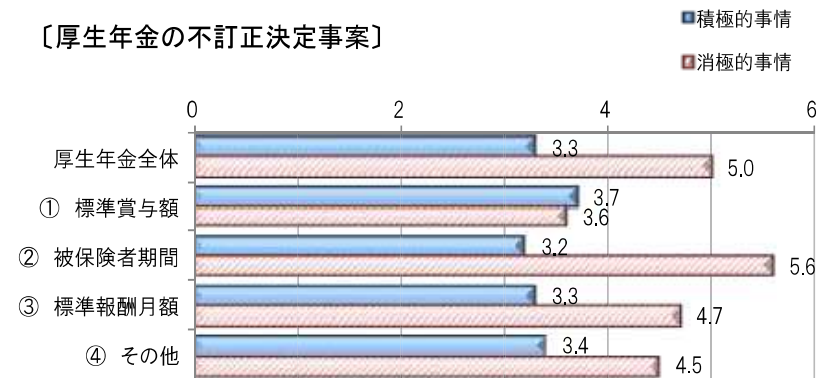
〔不訂正決定事案〕



〔厚生年金の訂正決定事案〕



〔厚生年金の不訂正決定事案〕

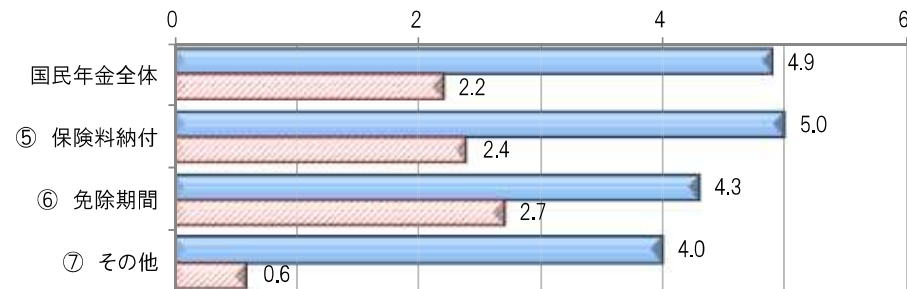


## Ⅱ 請求内容・処分の状況

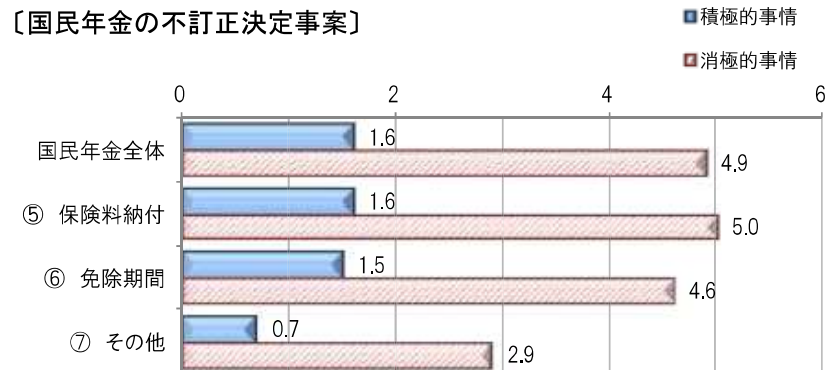
### 4 関連資料・周辺事情の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

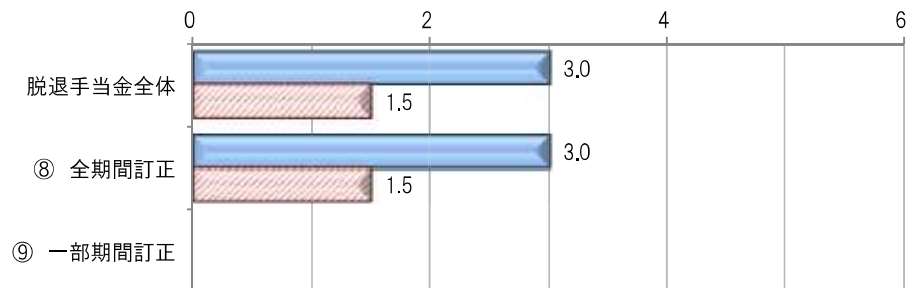
〔国民年金の訂正決定事案〕



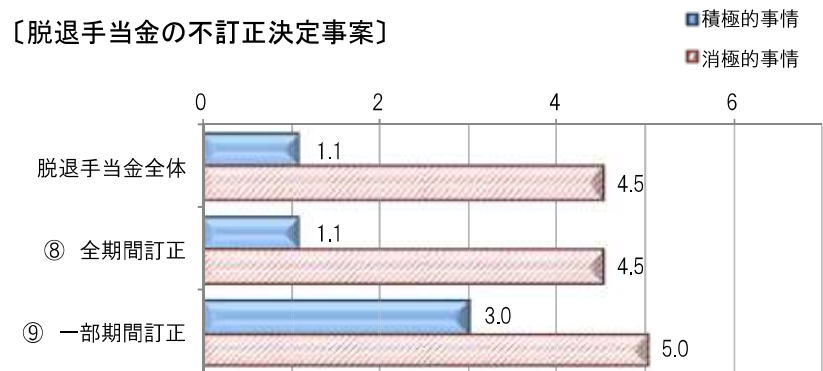
〔国民年金の不訂正決定事案〕



〔脱退手当金の訂正決定事案〕



〔脱退手当金の不訂正決定事案〕



## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 4 関連資料・周辺事情の状況

#### (2) 主な積極的事情・消極的事情

##### ア 厚生年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
① 標準賞与額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	2,345 (99.5%)	関連資料及び周辺事情がない	249 (80.6%)	訂正決定
	商業登記簿謄本等	1,758 (74.6%)	代表取締役・事業主陳述・回答	184 (59.5%)	2,356
	雇用保険記録(本人)	1,176 (49.9%)	その他の陳述・回答	72 (23.3%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	1,101 (46.7%)	健保組合記録(本人)	57 (18.4%)	309
	給与明細書(本人)	1,021 (43.3%)	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	56 (18.1%)	
② 被保険者期間	適用事業所の記録・要件あり	243 (79.9%)	関連資料及び周辺事情がない	594 (87.9%)	訂正決定
	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	233 (76.6%)	代表取締役・事業主陳述・回答	467 (69.1%)	304
	雇用保険記録(本人)	190 (62.5%)	雇用保険記録(本人)	338 (50.0%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	180 (59.2%)	上司、従業員陳述・回答	299 (44.2%)	676
	商業登記簿謄本等	138 (45.4%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	287 (42.5%)	
③ 標準報酬月額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	235 (98.3%)	関連資料及び周辺事情がない	140 (74.1%)	訂正決定
	給与明細書(本人)	161 (67.4%)	代表取締役・事業主陳述・回答	105 (55.6%)	239
	商業登記簿謄本等	139 (58.2%)	その他の記録	68 (36.0%)	不訂正決定
	雇用保険記録(本人)	120 (50.2%)	給与明細書(本人)	49 (25.9%)	189
	代表取締役・事業主陳述・回答	83 (34.7%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	49 (25.9%)	

注1 平成28年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ( )内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 4 関連資料・周辺事情の状況

#### (2) 主な積極的事情・消極的事情

##### イ 国民年金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
⑤ 保険料納付	請求期間が短期間	69 (88.5%)	別番号の払出なし	390 (59.6%)	訂正決定 78
	請求期間以外に未納なし	39 (50.0%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	267 (40.8%)	
	請求期間の前後の期間は納付済	32 (41.0%)	主張の矛盾・事実との相違	238 (36.4%)	不訂正決定 654
	請求期間と同時期に配偶者・同居親族が納付済	23 (29.5%)	請求者が納付等に非関与	198 (30.3%)	
	請求期間の数が少数	23 (29.5%)	請求期間の全部又は一部が時効により納付できない	197 (30.1%)	
⑥ 免除期間	請求期間と同時期に配偶者・同居親族が免除	2 (66.7%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	26 (54.2%)	訂正決定 3
	確定申告書(控)等の税務関係資料	1 (33.3%)	別番号の払出なし	24 (50.0%)	
	請求期間以外に未納なし	1 (33.3%)	請求期間に免除がなかったことを裏付ける記録等	20 (41.7%)	不訂正決定 48
	切替手続等が適正(加入・喪失手続)	1 (33.3%)	承認の記憶があいまい	17 (35.4%)	
	請求期間の前後の期間は免除	1 (33.3%)	主張の矛盾・事実との相違	16 (33.3%)	

##### ウ 脱退手当金

	訂 正 決 定 事 案		不 訂 正 決 定 事 案		請求件数
	積 極 的 事 情	事 情 の 件 数	消 極 的 事 情	事 情 の 件 数	
⑧ 全期間訂正	支給日前に未支給記録あり(同一番号)	2 (100.0%)	支給額に計算誤りなし	30 (73.2%)	訂正決定 2
	当時の同僚の記録(大部分に支給記録なし)	1 (50.0%)	名簿等に「脱」表示あり	22 (53.7%)	
	代理請求がうかがえない事情	1 (50.0%)	資格喪失後6か月以内の支給	21 (51.2%)	不訂正決定 41
	支給後まもなく被用者年金加入	1 (50.0%)	請求期間と請求期間後の記号番号が別	10 (24.4%)	
	その他本人請求が考え難い事情	1 (50.0%)	当時の同僚の記録(大部分に支給記録あり)	9 (22.0%)	

注1 平成28年度の厚生局処理事案に係る事情の件数である。

2 ( )内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情の該当割合である。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 5 日本年金機構段階の訂正状況

#### ○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(平成28年度)

訂正処理基準区分	処理件数	(割合)	
厚生年金	3,598	(99.3%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	1	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	8	(0.2%)	<0.2%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	3	(0.1%)	<0.1%>
④ 資格喪失日が不明である事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)	3,443	(95.1%)	<95.7%>
⑥ 転勤に伴う未加入期間がある事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)	14	(0.4%)	<0.4%>
⑦ 保険料を控除した事実が明らかな事案 (厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)	128	(3.5%)	<3.6%>
国民年金	22	(0.6%)	<100.0%>
⑧ 関連資料がある事案	2	(0.06%)	<9.1%>
⑨ 関連資料がない事案	20	(0.6%)	<90.9%>
脱退手当金(⑩)	2	(0.1%)	
合 計	3,622	(100.0%)	

注1 平成28年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 5 日本年金機構段階の訂正状況

#### ・ 訂正処理基準区分の内容

- ① 不適正な遡及処理事案の同僚事案  
訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであること
- ② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案  
全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること
- ③ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案  
不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること  
※ a 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている  
b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている  
c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
- ④ 資格喪失日が不明である事案  
年金事務所、事務センターにおいて保管していた紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること
- ⑤ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1項該当)  
事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
- ⑥ 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第2項該当)  
転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること
- ⑦ 勤務した事実及び保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第3項該当)  
事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
- ⑧ 関連資料がある事案  
国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること
- ⑨ 関連資料がない事案  
関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること
- ⑩ 脱退手当金  
本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること



### Ⅲ その他の事業状況

#### 1 地方年金記録訂正審議会

##### (1) 部会の開催状況(平成28年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部会数)	(3)	(4)	(9)	(4)	(8)	(5)	(6)	(7)	(3)	(2)	(6)	(57)
部会開催回数	41	52	182	83	176	97	73	153	36	20	74	987
審議件数	83	126	352	154	522	214	308	331	114	44	155	2,403
厚生年金	63	89	281	115	407	168	247	226	86	38	111	1,831
国民年金	18	35	70	34	106	40	55	95	26	6	41	526
脱退手当金	2	2	1	5	9	6	6	10	2	0	3	46

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

##### (2) 口頭意見陳述の実施状況(平成28年度)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	1	1	13	1	11	2	0	29	0	0	4	62
厚生年金	1	0	4	0	5	0	0	7	0	0	3	20
国民年金	0	1	9	1	6	1	0	19	0	0	1	38
脱退手当金	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	4

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

### Ⅲ その他の事業状況

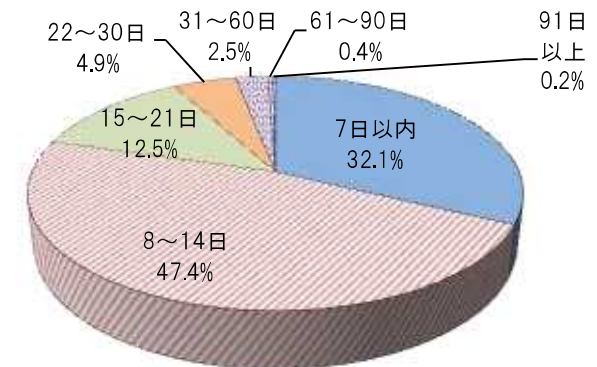
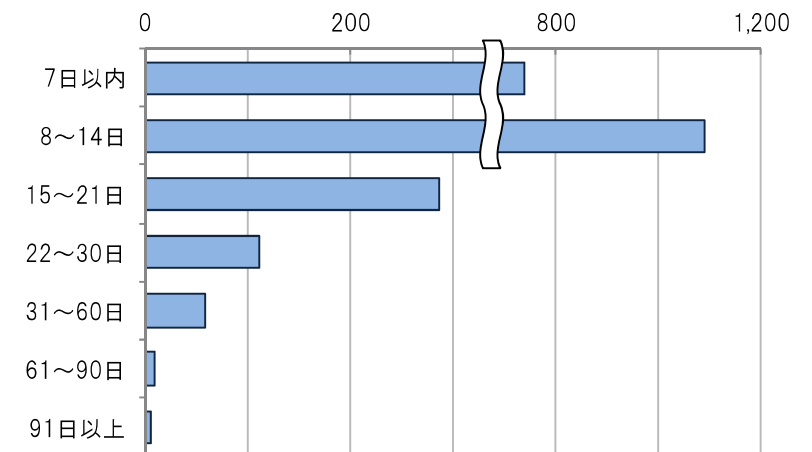
#### 1 地方年金記録訂正審議会

##### (3) 諮問期間の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
7日以内	601	124	13	738
8日～14日	861	212	18	1,091
15日～21日	227	54	6	287
22日～30日	63	45	4	112
31日～60日	33	24	1	58
61日～90日	4	6	0	10
91日以上	3	2	0	5
合計	1,792	467	42	2,301
平均日数	12.2日	14.5日	11.8日	12.6日

注1 平成28年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。  
 注2 諮問期間は、諮問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。

《全制度合計・諮問期間階層別の件数》



### Ⅲ その他の事業状況

#### 2 審査請求

##### (1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度上期 (平成29年9月末現在)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	84	77	15	176	94	62	11	167	15	14	4	33
裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	16	14	2	32
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	14	13	2	29
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	1	1	0	2
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

### Ⅲ その他の事業状況

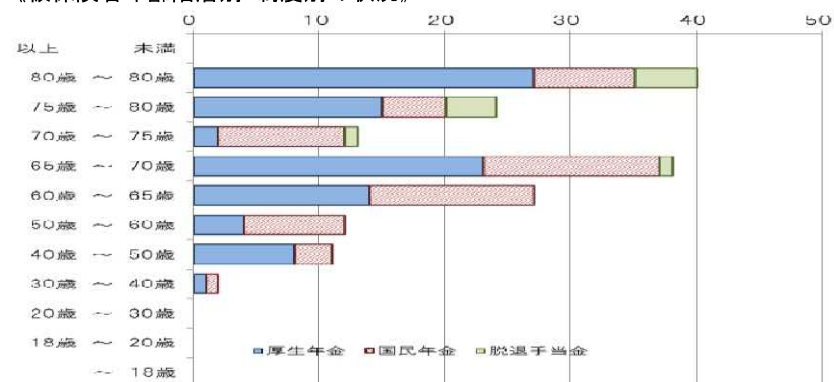
#### 2 審査請求

##### (2) 被保険者年齢階層別

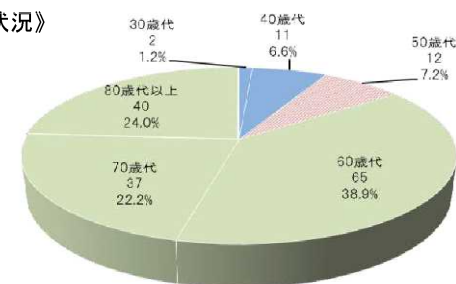
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上 未満				
80歳 ~	27	8	5	40
75歳 ~ 80歳	15	5	4	24
70歳 ~ 75歳	2	10	1	13
65歳 ~ 70歳	23	14	1	38
60歳 ~ 65歳	14	13	0	27
50歳 ~ 60歳	4	8	0	12
40歳 ~ 50歳	8	3	0	11
30歳 ~ 40歳	1	1	0	2
20歳 ~ 30歳	0	0	0	0
18歳 ~ 20歳	0	0	0	0
~ 18歳	0	0	0	0
合計	94	62	11	167

注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である（被保険者が死亡している場合も同じ。）。

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》



《被保険者年齢階層別の状況》



##### (3) 被保険者の区分別

	被 保 険 者 の 区 分			合計
	裁定済み者	納付要件充足者	その他	
厚生年金	68	3	23	94
国民年金	33	4	25	62
脱退手当金	10	0	1	11
合計	111	7	49	167
割合	66.5%	4.2%	29.3%	100.0%

- 裁定済み者  
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者（年金受給者）
- 納付要件充足者  
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者
- その他  
「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者（現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等）

### Ⅲ その他の事業状況

#### 2 審査請求

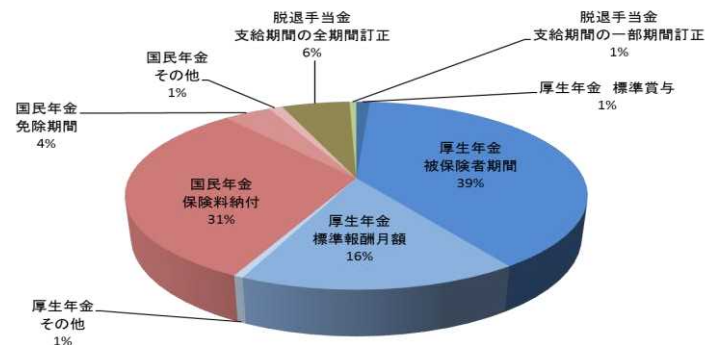
#### (4) 請求期間の分類(事案類型)別

	審査請求件数			事案類型の内容
		事案類型別(注1)	事案類型別・請求期間別(注2)	
厚生年金	94	101	198	
①標準賞与額に係る訂正請求	—	2	3	標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正をを求めるもの
②被保険者期間に係る訂正請求	—	69	141	資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正をを求めるもの
③標準報酬月額に係る訂正請求	—	29	52	標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正をを求めるもの
④その他の訂正請求	—	1	2	被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正をを求めるもの
国民年金	62	64	93	
⑤保険料納付に係る訂正請求	—	55	78	国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正をを求めるもの
⑥免除期間に係る訂正請求	—	7	7	国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正をを求めるもの
⑦その他の訂正請求	—	2	8	第3号被保険者期間の相違、資格所得日の相違等の訂正をを求めるもの
脱退手当金	11	11	11	
⑧支給期間の全期間訂正	—	10	10	脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正をを求めるもの
⑨支給期間の一部期間訂正	—	1	1	脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正をを求めるもの
合計	167	176	302	

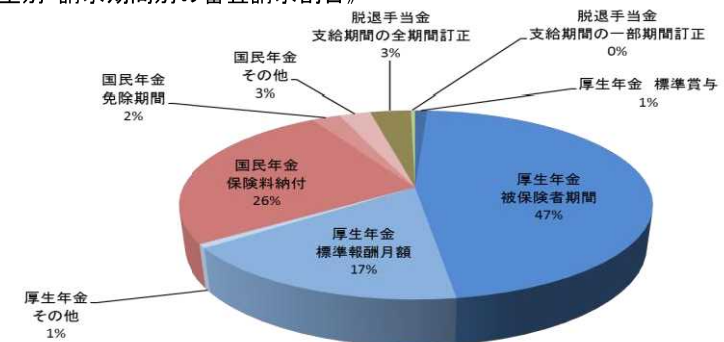
注1 1つの審査請求につき複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

注2 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間がありうる。

《事案類型別の審査請求件数割合》



《事案類型別・請求期間別の審査請求割合》



## Ⅲ その他の事業状況

### 3 訴訟

#### (1) 提訴の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
訴訟事件の件数	14	5	3	22
平成27年度末時点において係争中	1	2	1	4
平成28年度における提訴	10	2	1	13
平成29年度上期における提訴	3	1	1	5
事案類型	・被保険者期間10件 ・標準報酬月額4件	・納付記録5件	・全期間3件	
請求の趣旨				
原処分取消	12 ※	4	2 ※	18
原処分及び裁決取消	1	1	1	3
裁決取消	1	0	0	1

注1) 「平成27年度末時点において係争中」の件数は、平成28年3月31日時点における件数を計上している。

注2) 「平成29年度上期末時点において係争中」の件数は、平成29年9月30日時点における件数を計上している。

※ 厚生年金1件及び脱退手当金1件は、国家賠償法に基づく慰謝料等についても請求している。

#### (2) 訴訟事件における審査請求の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	9	3	2	14
裁決前の提訴	2	0	0	2
裁決後の提訴	7	3	2	12
審査請求なし	5	2	1	8

#### (3) 判決・係争の状況

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
確定した判決件数	2	2	0	4
取下げ件数	1	0	0	1
平成29年度上期末時点において係争中	11	3	3	17

## IV 事務実施体制

### 1 事務執行体制

処理機関	所管業務	権限の委任等	執行体制
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>原簿の訂正に関する方針(基本方針)並びに基本方針に基づく認定基準、事務取扱等の制定及び変更</li> <li>社会保障審議会年金記録訂正分科会の庶務</li> <li>訂正請求に対する処分に係る審査請求に関する事務</li> </ul>	—	年金局事業管理課に年金記録審査室を設置
地方厚生(支)局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求に係る調査及び審査、処分に係る諮問、決定処分その他訂正請求に関する事務</li> <li>地方年金記録訂正審議会の庶務</li> </ul>	<p>次の厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任(厚年法第100条の9第1項及び第2項、国年法第109条の9第1項及び第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求に関して、関係機関等に資料の提供及び報告を求める権限(厚年法施行規則第108条第1項第3号、国年法施行規則第113条第1項第1号)</li> <li>訂正請求に対して決定処分をする権限(厚年法施行令第4条の4の2、国年法施行令第11条の12の2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方厚生(支)局に年金審査課を設置</li> <li>関東信越厚生局に千葉、東京及び神奈川の各年金審査分室を設置</li> </ul>
日本年金機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求を受理するとともに、事業所又は関係機関等から参考資料を収集</li> <li>日本年金機構段階で訂正できる場合に該当するときは、請求者の同意を得て、記録を訂正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求を受理する権限を日本年金機構に委任(厚年法第100条の4第1項第7号の2、国年法第109条の4第1項第4号の2)</li> <li>日本年金機構段階で記録訂正できる旨を基本方針「第4」に規定</li> </ul>	全国の年金事務所(312か所)で訂正請求を受理

## IV 事務実施体制

### 2 諮問機関

諮問機関	所掌事務	諮問機関の読替	体制・構成
社会保障審議会 年金記録訂正分科会	基本方針又は基本方針に基づく認定基準、事務取扱等を含め若しくは変更するとき、厚生労働大臣から諮問を受け、答申する	_____	大学教授、弁護士、社会保険労務士、税理士等の民間有識者10名により構成
地方年金記録訂正審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求に対する決定処分をする際、地方厚生(支)局長の諮問を受け、答申する</li> <li>上記の諮問について、事業主が保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付した事実が明らかでない場合に該当するときは、その旨の意見を述べる</li> </ul>	訂正請求の決定処分に係る権限が地方厚生局(支)長に委任された場合は、左記の事務は地方年金記録訂正審議会が行う(厚年法第100条の9第3項、国年法第109条の9第3項、厚生年金特例法第1条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方厚生局(全国7か所)に設置され、弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士等の民間有識者(全国で228名)により構成</li> <li>審議会の下に原則委員4名で構成される部会(全国で57部会)を設置</li> <li>四国厚生支局及び年金審査分室には、当該拠点の専門部会(19部会)を設置</li> </ul>

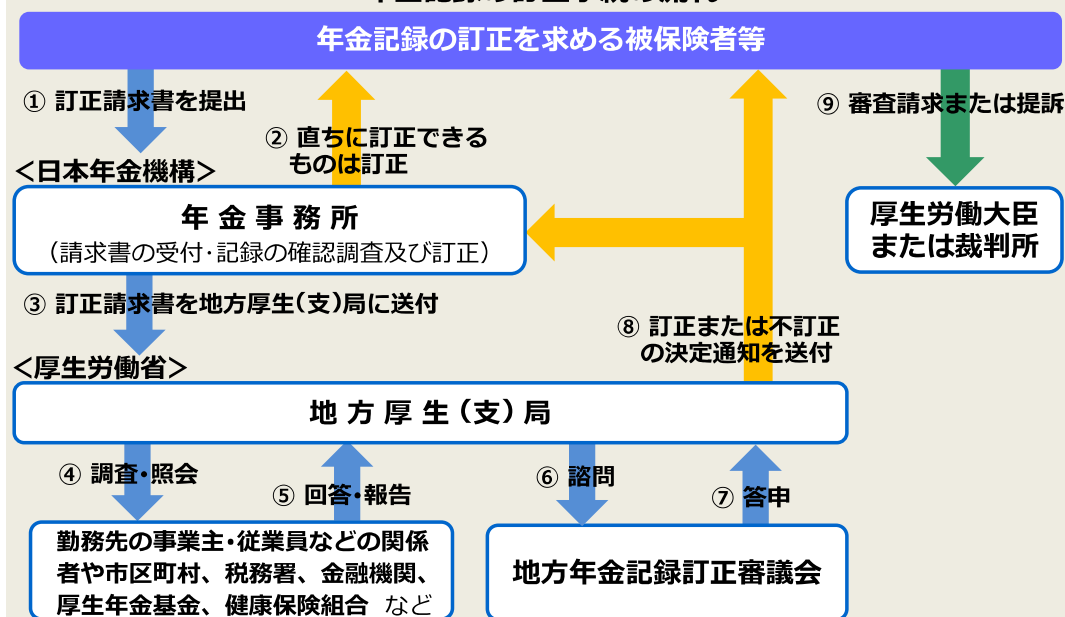


## 参考資料1 年金記録の訂正手続について

○ 総務省に年金記録確認第三者委員会が平成19年6月臨時の機関として設けられ、発足当初は主に過去の記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていましたが、事業主の届出漏れ・誤りに起因するなど比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められました。

○ このため平成26年6月に法律を改正、年金制度に恒常的な記録訂正の手続を新たに整備し、平成27年3月から年金事務所において年金記録の「訂正請求」の受付を開始、同年4月から地方厚生局に設置された民間有識者からなる「地方年金記録訂正審議会」において審議が開始されました。

### 年金記録の訂正手続の流れ



### (訂正手続の流れ)

- ① 年金記録が事実と異なると思われる被保険者等は、年金事務所に訂正請求書を提出
- ② 年金事務所において記録の確認調査を行い、直ちに記録訂正できるものは、年金事務所で速やかに記録を訂正。年金受給権者の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更
- ③ 年金事務所で直ちに記録訂正できないものは、訂正請求書を地方厚生(支)局に送付
- ④・⑤ 地方厚生(支)局において関連資料や周辺事情の収集・調査を実施
- ⑥・⑦ 地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家による会議）において審議
- ⑧ 地方厚生(支)局長は地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正（不訂正）を決定
- ⑨ 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起

## 参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

件数の区分	平成27 年度計	平成28年										平成29年			平成28 年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受付件数	7,293	390	388	406	340	723	371	338	331	402	619	508	476	5,292	
厚生年金	6,407	339	344	357	294	693	329	313	298	363	577	483	428	4,818	
(個別請求)	3,220	164	162	192	194	197	187	132	136	161	237	215	237	2,214	
(一括請求)	3,187	175	182	165	100	496	142	181	162	202	340	268	191	2,604	
国民年金	825	44	41	44	41	28	38	20	30	38	41	25	45	435	
脱退手当金	61	7	3	5	5	2	4	5	3	1	1	0	3	39	
処理件数	5,779	654	396	648	377	410	452	637	514	358	271	471	515	5,703	
厚生年金	4,998	621	350	567	319	374	400	588	468	323	250	433	477	5,170	
(個別請求)	2,427	185	218	276	228	209	229	200	193	163	127	157	199	2,384	
(一括請求)	2,571	436	132	291	91	165	171	388	275	160	123	276	278	2,786	
国民年金	715	30	44	76	54	32	50	46	41	30	19	31	36	489	
脱退手当金	66	3	2	5	4	4	2	3	5	5	2	7	2	44	
地方厚生(支)局で処理	2,669	120	205	326	244	181	236	216	163	164	119	147	180	2,301	
厚生年金	1,912	89	165	249	189	146	187	168	117	130	98	111	143	1,792	
(個別請求)	1,688	89	153	219	184	139	158	158	115	120	94	97	110	1,636	
(一括請求)	224	0	12	30	5	7	29	10	2	10	4	14	33	156	
国民年金	693	28	38	72	51	31	47	45	41	30	19	30	35	467	
脱退手当金	64	3	2	5	4	4	2	3	5	4	2	6	2	42	
日本年金機構で記録訂正	3,110	534	191	322	133	229	216	421	351	194	152	324	335	3,402	
厚生年金	3,086	532	185	318	130	228	213	420	351	193	152	322	334	3,378	
(個別請求)	739	96	65	57	44	70	71	42	78	43	33	60	89	748	
(一括請求)	2,347	436	120	261	86	158	142	378	273	150	119	262	245	2,630	
国民年金	22	2	6	4	3	1	3	1	0	0	0	1	1	22	
脱退手当金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	
訂正請求の取下げ等	495	41	59	66	41	55	52	32	44	23	24	30	36	503	
厚生年金	402	32	49	56	31	54	47	29	42	20	22	25	33	440	
(個別請求)	331	29	39	31	21	27	22	24	27	18	16	20	30	304	
(一括請求)	71	3	10	25	10	27	25	5	15	2	6	5	3	136	
国民年金	87	9	9	10	9	1	5	2	2	2	2	4	3	58	
脱退手当金	6	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	5	

注1 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

注2 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

## 参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)

件数の区分	平成29年										平成30年			平成29年度計	(件) 累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
受付件数	290	435	395	939	360	327	-	-	-	-	-	-	2,746	16,554	
厚生年金	258	405	370	894	336	290	-	-	-	-	-	-	2,553	14,739	
(個別請求)	195	171	250	123	145	109	-	-	-	-	-	-	993	7,109	
(一括請求)	63	234	120	771	191	181	-	-	-	-	-	-	1,560	7,630	
国民年金	28	28	22	39	24	29	-	-	-	-	-	-	170	1,665	
脱退手当金	4	2	3	6	0	8	-	-	-	-	-	-	23	150	
処理件数	364	422	497	264	371	438	-	-	-	-	-	-	2,356	13,838	
厚生年金	337	381	458	232	346	408	-	-	-	-	-	-	2,162	12,330	
(個別請求)	139	165	205	173	150	222	-	-	-	-	-	-	1,054	5,865	
(一括請求)	198	216	253	59	196	186	-	-	-	-	-	-	1,108	6,465	
国民年金	26	39	39	28	25	27	-	-	-	-	-	-	184	1,388	
脱退手当金	1	2	0	4	0	3	-	-	-	-	-	-	10	120	
地方厚生(支)局で処理	175	175	213	186	139	235	-	-	-	-	-	-	1,123	6,093	
厚生年金	148	136	175	155	114	205	-	-	-	-	-	-	933	4,637	
(個別請求)	91	109	162	148	113	193	-	-	-	-	-	-	816	4,140	
(一括請求)	57	27	13	7	1	12	-	-	-	-	-	-	117	497	
国民年金	26	38	38	27	25	27	-	-	-	-	-	-	181	1,341	
脱退手当金	1	1	0	4	0	3	-	-	-	-	-	-	9	115	
日本年金機構で記録訂正	189	247	284	78	232	203	-	-	-	-	-	-	1,233	7,745	
厚生年金	189	245	283	77	232	203	-	-	-	-	-	-	1,229	7,693	
(個別請求)	48	56	43	25	37	29	-	-	-	-	-	-	238	1,725	
(一括請求)	141	189	240	52	195	174	-	-	-	-	-	-	991	5,968	
国民年金	0	1	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	3	47	
脱退手当金	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	5	
訂正請求の取下げ等	14	31	24	20	20	23	-	-	-	-	-	-	132	1,131	
厚生年金	12	28	19	13	20	20	-	-	-	-	-	-	112	955	
(個別請求)	10	23	16	8	17	19	-	-	-	-	-	-	93	729	
(一括請求)	2	5	3	5	3	1	-	-	-	-	-	-	19	226	
国民年金	2	2	5	7	0	3	-	-	-	-	-	-	19	164	
脱退手当金	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	12	

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

3 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

4 累計は、平成27年3月から平成29年9月までの間の各件数の合計(切替事案を含む。)である。

### 参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処分の区分	平成27年度計	平成28年										平成29年			平成28年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
訂正決定	1,178	66	108	180	137	110	128	115	77	76	59	74	111	1,241	
厚生年金	1,066	61	104	171	126	103	121	109	72	74	54	71	108	1,174	
(個別請求)	852	61	92	148	121	96	96	99	70	65	50	57	76	1,031	
(一括請求)	214	0	12	23	5	7	25	10	2	9	4	14	32	143	
国民年金	108	5	3	8	11	7	7	6	5	2	5	3	3	65	
脱退手当金	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
全期間訂正	966	54	88	150	114	91	105	98	68	60	50	68	92	1,038	
厚生年金	891	49	85	145	106	85	99	94	65	58	46	66	89	987	
(個別請求)	680	49	73	125	102	78	76	84	64	50	42	52	61	856	
(一括請求)	211	0	12	20	4	7	23	10	1	8	4	14	28	131	
国民年金	71	5	2	4	8	6	6	4	3	2	4	2	3	49	
脱退手当金	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
一部期間訂正	212	12	20	30	23	19	23	17	9	16	9	6	19	203	
厚生年金	175	12	19	26	20	18	22	15	7	16	8	5	19	187	
(個別請求)	172	12	19	23	19	18	20	15	6	15	8	5	15	175	
(一括請求)	3	0	0	3	1	0	2	0	1	1	0	0	4	12	
国民年金	37	0	1	4	3	1	1	2	2	0	1	1	0	16	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不訂正決定	1,483	54	97	146	106	71	108	101	86	87	60	72	69	1,057	
厚生年金	843	28	61	78	62	43	66	59	45	55	44	40	35	616	
(個別請求)	833	28	61	71	62	43	62	59	45	54	44	40	34	603	
(一括請求)	10	0	0	7	0	0	4	0	0	1	0	0	1	13	
国民年金	580	23	35	64	40	24	40	39	36	28	14	26	32	401	
脱退手当金	60	3	1	4	4	4	2	3	5	4	2	6	2	40	
請求却下	8	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	3	
厚生年金	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
(個別請求)	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国民年金	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	2,669	120	205	326	244	181	236	216	163	164	119	147	180	2,301	
厚生年金	1,912	89	165	249	189	146	187	168	117	130	98	111	143	1,792	
(個別請求)	1,688	89	153	219	184	139	158	158	115	120	94	97	110	1,636	
(一括請求)	224	0	12	30	5	7	29	10	2	10	4	14	33	156	
国民年金	693	28	38	72	51	31	47	45	41	30	19	30	35	467	
脱退手当金	64	3	2	5	4	4	2	3	5	4	2	6	2	42	

注 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

### 参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処分の区分	平成29年										平成30年			平成29年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
訂正決定	124	100	140	104	92	183	-	-	-	-	-	-	743	3,162	
厚生年金	121	97	133	102	88	175	-	-	-	-	-	-	716	2,956	
(個別請求)	64	70	121	95	87	163	-	-	-	-	-	-	600	2,483	
(一括請求)	57	27	12	7	1	12	-	-	-	-	-	-	116	473	
国民年金	3	3	7	2	4	7	-	-	-	-	-	-	26	199	
脱退手当金	0	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	1	7	
全期間訂正	108	89	122	88	78	174	-	-	-	-	-	-	659	2,663	
厚生年金	106	86	115	86	74	166	-	-	-	-	-	-	633	2,511	
(個別請求)	52	59	103	79	73	154	-	-	-	-	-	-	520	2,056	
(一括請求)	54	27	12	7	1	12	-	-	-	-	-	-	113	455	
国民年金	2	3	7	2	4	7	-	-	-	-	-	-	25	145	
脱退手当金	0	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	1	7	
一部期間訂正	16	11	18	16	14	9	-	-	-	-	-	-	84	499	
厚生年金	15	11	18	16	14	9	-	-	-	-	-	-	83	445	
(個別請求)	12	11	18	16	14	9	-	-	-	-	-	-	80	427	
(一括請求)	3	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	3	18	
国民年金	1	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	54	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
不訂正決定	50	75	71	82	47	52	-	-	-	-	-	-	377	2,917	
厚生年金	27	39	42	53	26	30	-	-	-	-	-	-	217	1,676	
(個別請求)	27	39	41	53	26	30	-	-	-	-	-	-	216	1,652	
(一括請求)	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	24	
国民年金	22	35	29	25	21	20	-	-	-	-	-	-	152	1,133	
脱退手当金	1	1	0	4	0	2	-	-	-	-	-	-	8	108	
請求却下	1	0	2	0	0	0	-	-	-	-	-	-	3	14	
厚生年金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	5	
(個別請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	5	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
国民年金	1	0	2	0	0	0	-	-	-	-	-	-	3	9	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
合計	175	175	213	186	139	235	-	-	-	-	-	-	1,123	6,093	
厚生年金	148	136	175	155	114	205	-	-	-	-	-	-	933	4,637	
(個別請求)	91	109	162	148	113	193	-	-	-	-	-	-	816	4,140	
(一括請求)	57	27	13	7	1	12	-	-	-	-	-	-	117	497	
国民年金	26	38	38	27	25	27	-	-	-	-	-	-	181	1,341	
脱退手当金	1	1	0	4	0	3	-	-	-	-	-	-	9	115	

注1 速報値につき、変更があり得る。

注2 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

注3 累計は、平成27年4月から平成29年9月までの間の処分件数の合計(切替事案を含む。)である。

## 参考資料4 関係条文

### 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

### 厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四条の四の二 法第二十八条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第二十八条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

### 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百八条 法第百条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

三 法第百条の二第二項の規定による資料の提供の求め(訂正請求に係るものに限る。)並びに同条第五項の規定による資料の提供の求め及び報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

## 参考資料4 関係条文

### 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当するとの社会保障審議会の意見があった場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

### 国民年金法(昭和34年法律第141号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

四の二 第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

## 参考資料4 関係条文

### 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第十一条の十二の二 法第十四条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項（同条第二項 において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条 に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項 の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

### 国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百十三条 法第百九条の九第一項 の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第百八条第一項 の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)